

石川県公報

令和5年3月31日

第13595号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

目		次	
告 示			
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1	○一般国道の供用の開始 (同)	4
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	1	○県道の供用の開始 (同)	4
○生活保護法に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	2	○道路の占用を制限する区域の指定 (同)	4
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	2	○能登歴史公園の区域の変更 (公園緑地課)	5
○生活保護法に基づく指定介護機関の事業所の廃止の届出 (同)	2	○木場潟公園の区域の変更 (同)	5
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の事業所の廃止の届出 (同)	2	公 告	
○保安林の指定 (森林管理課)	3	○大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経営支援課)	5
○令和5管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表について(さんま、まあじ及びまいわし対馬暖流系群)の一部変更 (水産課)	3	○農業振興地域の区域の変更公告 (農業政策課)	7
○県道の区域の変更 (道路整備課)	3	○農用地利用配分計画の認可公告 (同)	7
		○土地改良区の定款変更認可公告 (農業基盤課)	8
		○基本測量終了公告 (監理課)	8
		○公共測量終了公告 (同)	8
		○指定構造計算適合性判定機関の変更の届出の公告 (建築住宅課)	8
		○開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告 (同)	9
		選挙管理委員会	
		○政治団体の収支報告書(令和3年分)の要旨の公表	9
		正 誤	
		○令和5.3.10第13589号中	9

告 示

石川県告示第120号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和5年3月31日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	指定年月日
クスリのアオキ松任新旭薬局	白山市新田町35番地1	令和5年2月1日

石川県告示第121号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和5年3月31日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	指定年月日
クスリのアオキ松任新旭薬局	白山市新田町35番地1	令和5年2月1日

石川県告示第122号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和5年3月31日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	廃止年月日
クスリのアオキ新旭薬局	白山市新田町48-1	令和5年1月31日
訪問看護ステーション いずみ	河北郡内灘町字向栗崎3丁目31番地 リブラルハイ ツB-2	令和5年3月31日

石川県告示第123号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和5年3月31日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	廃止年月日
クスリのアオキ新旭薬局	白山市新田町48-1	令和5年1月31日
訪問看護ステーション いずみ	河北郡内灘町字向栗崎3丁目31番地 リブラルハイ ツB-2	令和5年3月31日

石川県告示第124号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所を廃止した旨の届出があった。

令和5年3月31日

石川県知事 馳 浩

指 定 介 護 事 業 者		指 定 介 護 事 業 所		廃 止 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
有限会社ナーシングアート	河北郡内灘町字向栗崎3丁目31番地 リブラルハイ ツB-2	訪問看護ステーションいずみ	河北郡内灘町字向栗崎3丁目31番地 リブラルハイ ツB-2	令和5年 3月31日

石川県告示第125号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所を廃止した旨の届出があった。

令和5年3月31日

石川県知事 馳 浩

指 定 介 護 事 業 者		指 定 介 護 事 業 所		廃 止 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
有限会社ナーシングアート	河北郡内灘町字向栗崎3丁目31番地 リブラルハイ ツB-2	訪問看護ステーションいずみ	河北郡内灘町字向栗崎3丁目31番地 リブラルハイ ツB-2	令和5年 3月31日

石川県告示第126号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和5年3月31日

石川県知事 馳 浩

- 1 保安林の所在場所
河北郡津幡町字坂戸ソ61の1、68、68の1、116
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び津幡町役場に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第127号

令和5管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表について(さんま、まあじ及びまいわし対馬暖流系群)(令和4年石川県告示第488号)の一部を令和5年3月20日に次のとおり変更したので公表する。

令和5年3月31日

石川県知事 馳 浩

変 更 後	変 更 前												
まいわし対馬暖流系群 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 26,100トン 2 知事管理区分に配分する数量 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>配分量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県中型まき網漁業</td> <td>5,600トン</td> </tr> <tr> <td>石川県その他漁業(定置漁業等)</td> <td>16,000トン</td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	配分量	石川県中型まき網漁業	5,600トン	石川県その他漁業(定置漁業等)	16,000トン	まいわし対馬暖流系群 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 31,100トン 2 知事管理区分に配分する数量 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>配分量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県中型まき網漁業</td> <td>5,600トン</td> </tr> <tr> <td>石川県その他漁業(定置漁業等)</td> <td>16,000トン</td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	配分量	石川県中型まき網漁業	5,600トン	石川県その他漁業(定置漁業等)	16,000トン
知事管理区分	配分量												
石川県中型まき網漁業	5,600トン												
石川県その他漁業(定置漁業等)	16,000トン												
知事管理区分	配分量												
石川県中型まき網漁業	5,600トン												
石川県その他漁業(定置漁業等)	16,000トン												

石川県告示第128号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和5年3月31日から同年4月14日まで縦覧に供する。

令和5年3月31日

石川県知事 馳 浩

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
大野八幡線	小松市八幡口20番4地先から 小松市八幡口10番8地先まで	旧	10.61~56.19 187.6	南加賀土木 総合事務所 維持管理課
	小松市八幡口28番4地先から 小松市八幡口20番4地先まで	新	39.25~51.15 31.2	
	小松市八幡口20番4地先から 小松市八幡口10番7地先まで		11.27~47.38 226.2	

石川県告示第129号

次のとおり一般国道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、令和5年3月31日から同年4月14日まで縦覧に供する。

令和5年3月31日

石川県知事 馳 浩

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
249号	珠洲市飯田町壺壺部79番1地先から 珠洲市飯田町壺壺部67番5地先まで	令和5年3月31日	奥能登土木 総合事務所 維持管理課

石川県告示第130号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、令和5年3月31日から同年4月14日まで縦覧に供する。

令和5年3月31日

石川県知事 馳 浩

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
大野八幡線	小松市八幡口28番4地先から 小松市八幡口20番4地先まで	令和5年3月31日	南加賀土木 総合事務所 維持管理課
	小松市八幡口20番4地先から 小松市八幡口10番7地先まで		

石川県告示第131号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、その関係図面は、令和5年3月31日から同年4月14日まで縦覧に供する。

令和5年3月31日

石川県知事 馳 浩

1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び関係図面の縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	関係図面の縦覧場所
一般国道	249号	珠洲市飯田町壺壺部79番1地先から 珠洲市飯田町壺壺部67番5地先まで	奥能登土木総合事務所維持管理課

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを

除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和5年3月31日

石川県告示第132号

石川県都市公園条例(昭和39年石川県条例第59号)第2条第2項の能登歴史公園の区域を次のとおり変更する。

令和5年3月31日

石川県知事 馳 浩

変更の内容	区 域	供用開始の日
七尾市国分町の一部を追加する。	別図のとおり(別図は、省略し、石川県土木部公園緑地課及び中能登土木総合事務所において縦覧に供する。)	令和5年4月1日

石川県告示第133号

石川県都市公園条例(昭和39年石川県条例第59号)第2条第2項の木場潟公園の区域を次のとおり変更する。

令和5年3月31日

石川県知事 馳 浩

変更の内容	区 域	供用開始の日
小松市三谷町の一部を追加する。	別図のとおり(別図は、省略し、石川県土木部公園緑地課及び南加賀土木総合事務所において縦覧に供する。)	令和5年4月23日

公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

令和5年3月31日

石川県知事 馳 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモールかほく
かほく市日角タ25番

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヤマダ電機

代表取締役 山田 昇

群馬県高崎市栄町1番1号

(変更後) 株式会社ヤマダデンキ

代表取締役 上野 善紀

群馬県高崎市栄町1番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) イオンリテール株式会社
代表取締役 井出 武美
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
ほか52者

(変更後) イオンリテール株式会社
代表取締役 井出 武美
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
ほか47者

3 変更の年月日

- (1) 令和2年10月1日(株式会社ヤマダ電機から会社分割)
令和4年4月1日(大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更)
- (2) 令和5年2月28日

4 変更する理由

- (1) 会社分割及び設置者の代表者変更のため
- (2) 小売業者の社名、住所及び代表者の変更並びに小売業者の入れ替えによる退店及び出店のため

5 届出年月日

令和5年3月17日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及びかほく市産業建設部産業振興課

7 届出等の縦覧期間

令和5年3月31日から同年7月31日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和5年7月31日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

T S U T A Y A 金沢店
金沢市西念4丁目25番8号 ほか68筆

2 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入り口の数及び位置

(変更前) 出入口の数 8箇所
位置 縦覧による。

(変更後) 出入口の数 6箇所
位置 縦覧による。

3 変更する年月日

令和5年4月1日

4 変更する理由

駐車場の配置変更に伴い、出入口を2箇所封鎖するため。

5 届出年月日

令和5年3月22日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工業振興課

7 届出等の縦覧期間

令和5年3月31日から同年7月31日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和5年7月31日
金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

農業振興地域の区域の変更公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、能美市に係る農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

なお、能美農業振興地域の変更区域図は、石川県農林水産部農業政策課において縦覧に供する。

令和5年3月31日

石川県知事 馳 浩

農業振興地域名	農 業 振 興 地 域 を 変 更 す る 区 域
能 美	能美農業振興地域について、赤井町の一部を区域から除外する。

農用地利用配分計画の認可公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和5年3月31日

石川県知事 馳 浩

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
濱田 勉	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町金丸972番地ほか1筆
株式会社 なかのとふあーむ	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町東馬場高出8番地
田中 憲治	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町尾崎東1番地ほか5筆
竹口 一郎	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町尾崎北1番地ほか6筆
農事組合法人 岩井戸農産	鳳珠郡能登町	鳳珠郡能登町五郎左エ門分萩14ほか2筆
株式会社 農家ふじた	小松市	小松市木場町新43番ほか11筆
太田 吉晃	小松市	小松市小野町34番1ほか53筆
農事組合法人 向田町集落営農組合	七尾市	七尾市能登島向田町平1番地ほか98筆
農事組合法人 ラコルト能登島	七尾市	七尾市能登島向田町平5番地ほか118筆
農事組合法人 池崎営農組合	七尾市	七尾市池崎町西1番地ほか270筆
農事組合法人 鶴浦営農組合	七尾市	七尾市鶴浦町下100-1ほか312筆
農事組合法人 温井営農組合	七尾市	七尾市満仁町東1番地ほか76筆
有限会社 ツボエ農産	七尾市	七尾市伊久留町中13-2ほか9筆
小賀 保	七尾市	七尾市伊久留町中8-3
佐々木 一彦	七尾市	七尾市伊久留町中36-2
中川 史崇	能美市	能美市西二口町47番ほか2筆
農事組合法人 大場坊主の里	金沢市	金沢市大場町東710番1ほか42筆
農事組合法人 湖南ファーム	金沢市	金沢市大場町西1360番ほか1筆
株式会社 北ファーム	金沢市	金沢市千田町ハ11番
株式会社 F. Kファーマーズ	金沢市	金沢市福久町チ39番ほか221筆
橋爪 駿幸	金沢市	金沢市館町ロ308番1ほか11筆
的場 孝晴	金沢市	金沢市大河端町西255番ほか1筆
宮下 幸輔	金沢市	金沢市粟崎町5丁目258番ほか1筆
上野 宏弥	輪島市	輪島市町野町川西瑞穂150
株式会社 リーフファーム加賀	加賀市	加賀市直下町123番

2 認可年月日

令和5年3月31日

土地改良区の定款変更認可公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。
令和5年3月31日

石川県知事 馳 浩

土地改良区の名称	認可年月日
加賀市土地改良区	令和5年3月24日

基本測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

令和5年3月31日

石川県知事 馳 浩

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量 (GNSS測量)	令和4年10月17日から 令和5年2月28日まで	金沢市、七尾市、小松市、加賀市、 白山市、能美市、野々市市、能美郡 川北町、河北郡津幡町、鹿島郡中能 登町、鳳珠郡穴水町

公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、石川県知事から、次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和5年3月31日

石川県知事 馳 浩

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量 (2級基準点測量)	令和4年12月12日から 令和5年2月28日まで	能美郡川北町字橋～橋新地内
公共測量 (2級基準点測量)	令和4年12月12日から 令和5年3月9日まで	能美市吉原町～能美郡川北町字橋地 内

指定構造計算適合性判定機関の変更の届出の公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から、次のとおり指定構造計算適合性判定機関の事務所の所在地を変更する旨の届出があった。

令和5年3月31日

石川県知事 馳 浩

- 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
日本建築検査協会株式会社
東京都中央区日本橋三丁目13番11号
- 変更する事項
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
(変更前) 東京都中央区日本橋三丁目13番11号
(変更後) 東京都中央区日本橋三丁目12番2号
- 変更する年月日
令和5年4月1日

開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了した。

令和5年3月31日

石川県知事 馳 浩

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者
河北郡津幡町字太田ろ237番1から237番14まで	道路 河北郡津幡町字太田ろ237番4	河北郡津幡町字太田ほ198番地1 山岸建設工業株式会社

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第41号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書（令和2年分）の提出があったので、同法第20条第1項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和5年3月31日

石川県選挙管理委員会

[その他の政治団体]

(単位 円)

No.1 山口忠志後援会

報告年月日

令和5年2月22日

1 収入総額

0

2 支出総額

0

正 誤

令和5年3月10日発行の石川県公報第13589号中、正誤次のとおり

ページ	件名	誤	正
20	石川県内水面漁場管理委員会指示第2号	令和6年3月30日	令和6年3月31日

